



五管区水路通報第20号

484項 - 508項

平成24年5月25日

本通報に使用している経度、緯度は**世界測地系(WGS-84)**に基づいています。

第 484項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射撃訓練
第 485項	本州南岸	潮岬東方	救難訓練
第 486項	紀伊水道南方		救難訓練
第 487項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	救難訓練
第 488項	足摺岬東方至る豊後水道南口		救難訓練
第 489項	本州南岸	宇久井港	灯台光達距離変更
第 490項	本州南岸	串本港	灯台光達距離変更(予告)
第 491項	本州南岸	日高港南東方	灯台光達距離変更
第 492項	和歌山下津港	外港	ヨットレース
第 493項	阪神港	堺泉北区、第6区	灯標交換作業
第 494項	阪神港	大阪区、第6区	灯付浮標補修作業
第 495項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第1区	閘門通航止め
第 496項	阪神港	神戸区、第1区	重量物荷役作業
第 497項	阪神港	神戸区、第3区	小型船舶実技講習
第 498項	阪神港	神戸区付近	曳航訓練
第 499項	淡路島	沼島	灯台光達距離変更(予告)
第 500項	相生港		ヨット帆走訓練
第 501項	相生港西方	坂越湾	ヨット帆走訓練
第 502項	赤穂港		岸壁改修工事
第 503項	淡路島	郡家港	灯台光達距離等変更(予告)
第 504項	紀伊水道	富岡港南方	流速計設置
第 505項	四国南岸	足摺岬北方	灯台光達距離変更
第 506項	四国南岸	宿毛湾港付近	小型船舶実技講習
第 507項	四国南岸	宿毛湾	救難訓練等
第 508項	北太平洋北西部		ロケット打上げ終了
お知らせ	明石海峡におけるAISバーチャル航路標識の実用化実験について		
お知らせ	流速計設置のお知らせ		

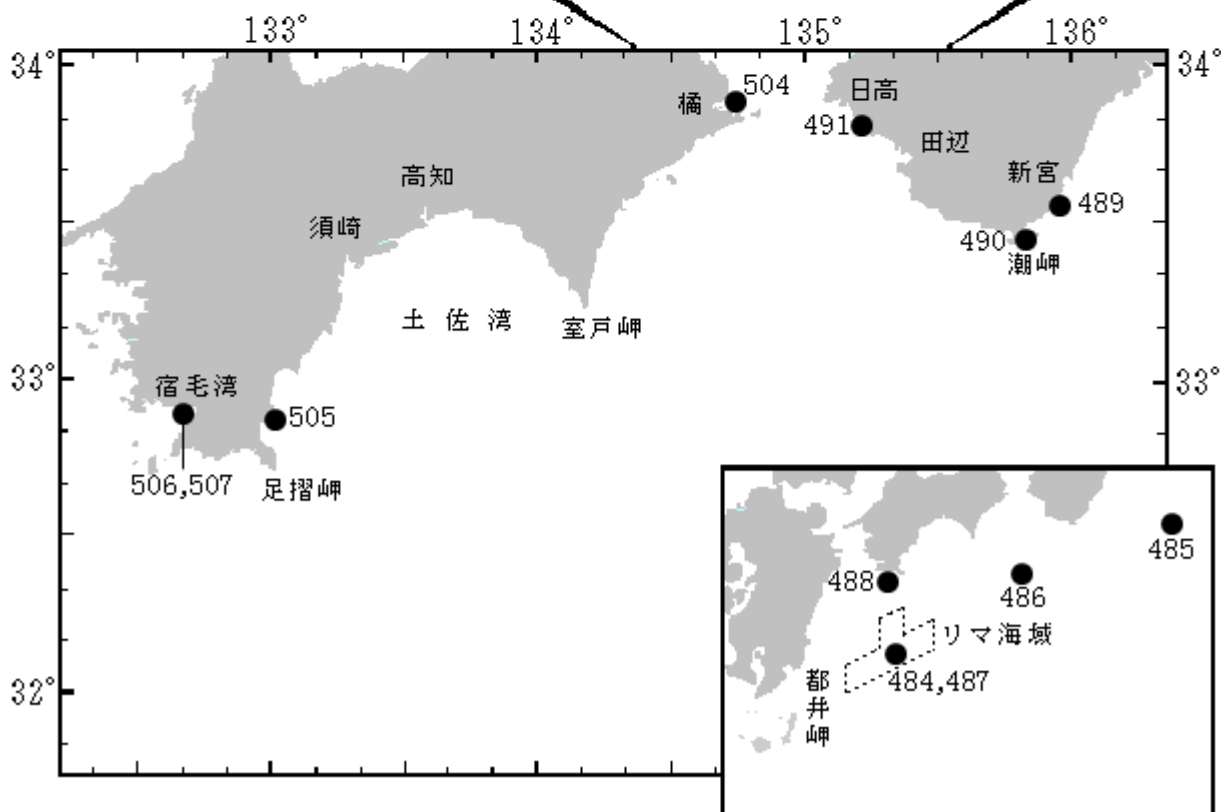
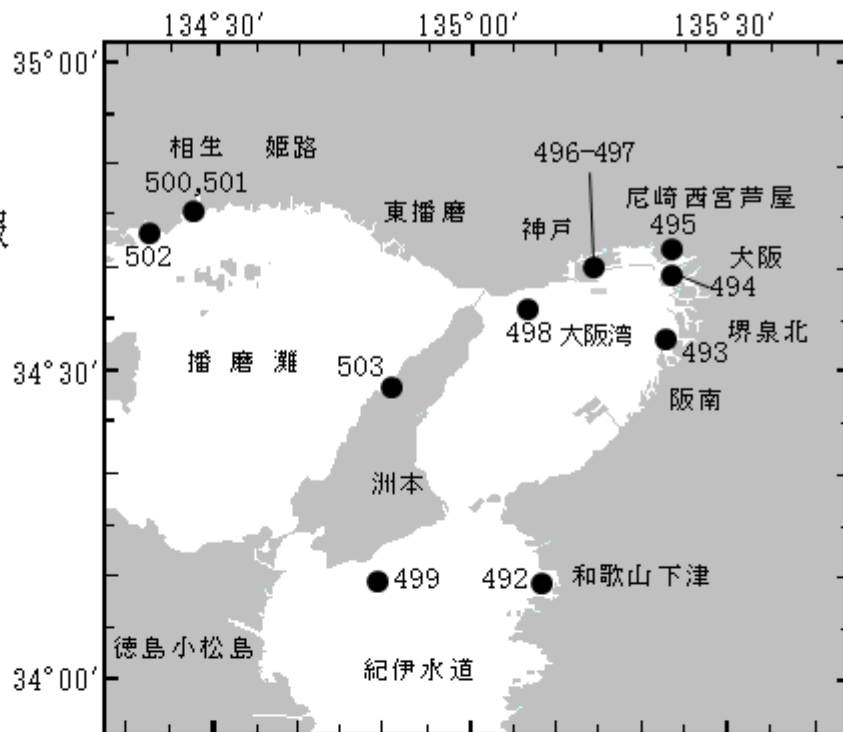
[海図の改補\(小改正\)のお知らせ\(海上保安庁水路通報第20号\(平成24年5月18日発行\)掲載分\)](#)

海 域	改正内容	該当海図	項 数	五管区水路通報の 項数
淡路島、岩屋港	突堤完成、灯設置	W1217(岩屋港)	395	24年8号213項、9号238項
淡路島、津名港	棧橋及びサイロ撤去	W69	396	24年14号345項
姫路港、飾磨区	水深等について(補正図)	W134B(JP共)	386	-----
姫路港、西区	係船浮標撤去	W134B(JP共)	397	24年11号286項
姫路港、飾磨区	クレーン撤去	W134B(JP共)	398	24年13号328項

五管区水路通報

第20号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)
FAX:078-332-6307(自動受信)

五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307……最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

24年484項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水射撃爆撃訓練が実施される。

期間 平成24年6月1日～29日(土曜、日曜日を除く)

区域1 0600～1800

区域2 0700～1900

区域1 下記8地点により囲まれる区域

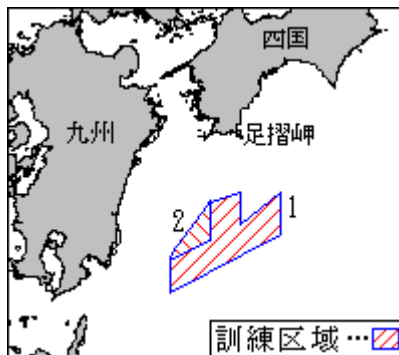
- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-38-13N 132-37-51E
- (8) 32-01-43N 132-37-51E

区域2 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 32-03-13N 132-37-51E
- (2) 31-38-13N 132-37-51E
- (3) 31-25-13N 132-07-51E
- (4) 31-30-43N 132-09-21E
- (5) 32-00-13N 132-34-51E

海図 W157

出所 防衛省



24年485項 本州南岸 - 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成24年6月1日～29日(土曜及び日曜日を除く) 0800～2100

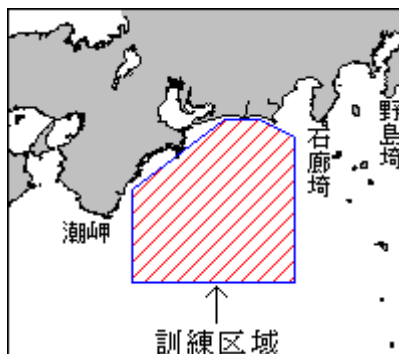
区域 下記6地点により囲まれる海域

- (1) 34-38-12N 137-29-49E
- (2) 34-38-12N 137-59-49E
- (3) 34-25-12N 138-29-49E
- (4) 32-40-13N 138-29-49E
- (5) 32-40-13N 136-09-50E
- (6) 33-47-12N 136-09-50E

備考 キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー及びシーマーカーが使用される

海図 W61B

出所 航空自衛隊浜松救難隊



24年486項 紀伊水道南方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成24年6月1日～29日（土曜、日曜を除く）0800～2200

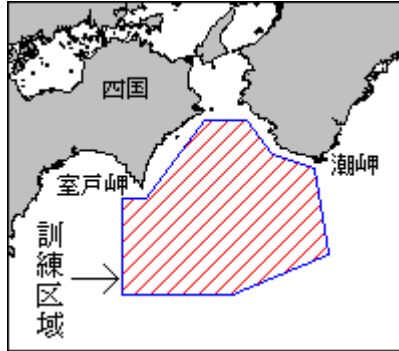
区域 下記9地点により囲まれる海域

- (1) 33-46N 134-45E
- (2) 33-46N 135-08E
- (3) 33-30N 135-22E
- (4) 33-24N 135-45E
- (5) 32-44N 135-52E
- (6) 32-26N 135-00E
- (7) 32-26N 134-00E
- (8) 33-10N 134-00E
- (9) 33-10N 134-13E

備考 マリンマーカー、フロートシグナル、ボールマーカーが使用される

海図 W77(JP共) - W157

出所 海上自衛隊第24航空隊



24年487項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成24年6月1日～29日（土曜、日曜を除く）0800～2100

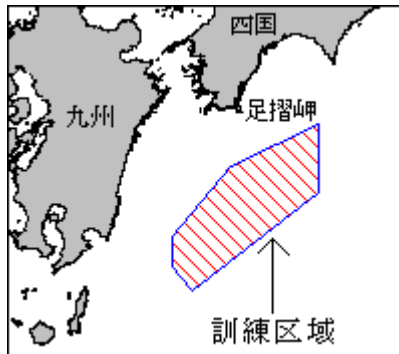
区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 32-35-50N 134-00-00E
- (2) 31-52-55N 134-00-00E
- (3) 30-48-13N 132-22-51E
- (4) 31-04-13N 132-07-51E
- (5) 31-23-13N 132-07-51E
- (6) 32-09-13N 132-53-51E

備考 照明筒吊光、信号筒、信号発煙照明筒、目標弾及びフレアが使用される

海図 W157

出所 航空自衛隊新田原救難隊



24年488項 足摺岬東方至る豊後水道南口 救難訓練

水陸両用救難飛行艇の離着水を伴う救難訓練が実施される。

期間 平成24年6月1日～30日 日出～日没

区域1 32-51N 133-19Eを中心とする半径10海里の円内

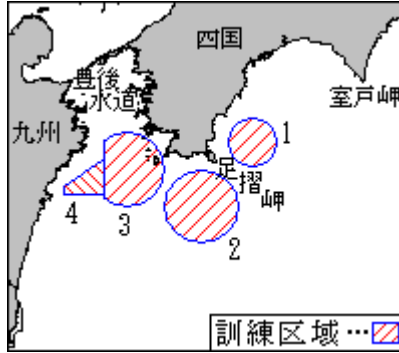
区域2 32-25N 132-55Eを中心とする半径15海里の円内

区域3 32-40N 132-20Eを中心とする半径15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域

区域4 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 32-44N 132-10E
- (2) 32-30N 132-10E

備考 (3) 32-30N 131-50E
 (4) 32-34N 131-50E
 訓練は天候等により上記1～4のいずれかの区域内で実施される
 発煙筒、シーマーカーが使用されることがある
 海図 W157
 出所 海上自衛隊第31航空群



24年489項 本州南岸 - 宇久井港 灯台光達距離変更

五管区水路通報24年18号442項削除
 宇久井駒ヶ埼灯台(灯台表第1巻2874)(33-39.0N 135-58.8E)の光達距離が変更された。
 光達距離 新) 7.5海里
 旧) 12.5海里
 海図 W46(分図「新宮港及付近」)
 出所 田辺海上保安部



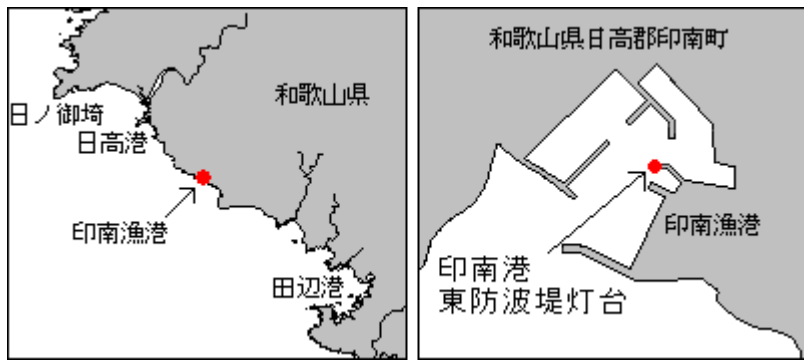
24年490項 本州南岸 - 串本港 灯台光達距離変更(予告)

串本新港南防波堤灯台(灯台表第1巻2899)(33-28.5N 135-47.1E)の光達距離が変更される。
 予定日 平成24年6月7日
 光達距離 新) 5.0海里
 旧) 7.5海里
 海図 W99(分図「串本港」共)
 出所 五本部交通部



24年491項 本州南岸 - 日高港南東方 灯台光達距離変更

五管区水路通報24年18号445項削除
 印南港東防波堤灯台(灯台表第1巻2936)(33-48.7N 135-13.0E)の光達距離が変更された。
 光達距離 新) 3.5海里
 旧) 7.5海里
 海図 W77(JP共)
 出所 田辺海上保安部



24年492項 和歌山下津港 - 外港 ヨットレース

和歌浦湾において、クルーザーヨット（約15隻）によるヨットレースが実施される。

期間 平成24年6月10日 1000～1530

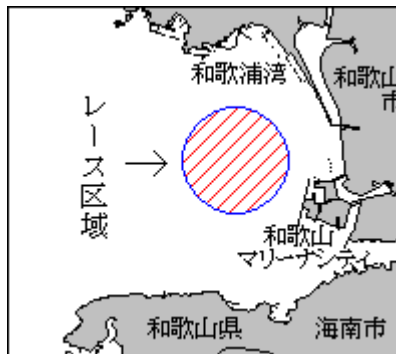
区域 34-09-48N 135-09-30Eを中心とする半径1000mの円内海域

備考 上記区域内にコースを示す橙色円筒形浮標が2基設置される

レース中は警戒船が配備される

海図 W1145

出所 和歌山下津港長



24年493項 阪神港 - 堺泉北区、第6区 灯標交換作業

浜寺航路第6号灯標(灯台表第1巻3546)(34-33.3N 135-22.3E)の標体交換作業が

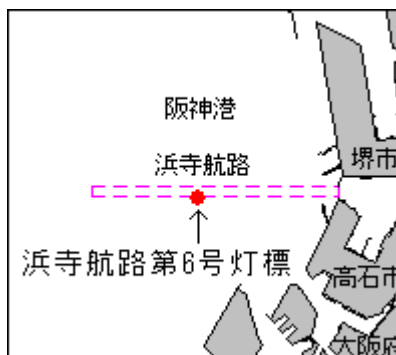
潜水士、起重機船により実施される。

期間 平成24年6月3日(予備日10日～7月15日) 日出～日没

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W1110(JP共)

出所 阪神港長



24年494項 阪神港 - 大阪区、第6区 灯付浮標補修作業

舞洲前面海域において、潜水士・作業船による黄色灯付浮標の補修作業が実施される。

期間 平成24年6月11日～28日(土曜、日曜及び祝日を除く、予備日29日～7月20日) 日出～日没

区域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-40-06.5N 135-23-23.3E (岸線上)

(2) 34-40-10.2N 135-23-21.4E

(3) 34-40-25.9N 135-24-03.9E

(4) 34-40-22.1N 135-24-05.9E (岸線上)

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W123(JP共)

出所 阪神港長



24年495項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第1区 開門通航止め

尼崎第2開門は、開門補修工事に伴い通航止めとなる。

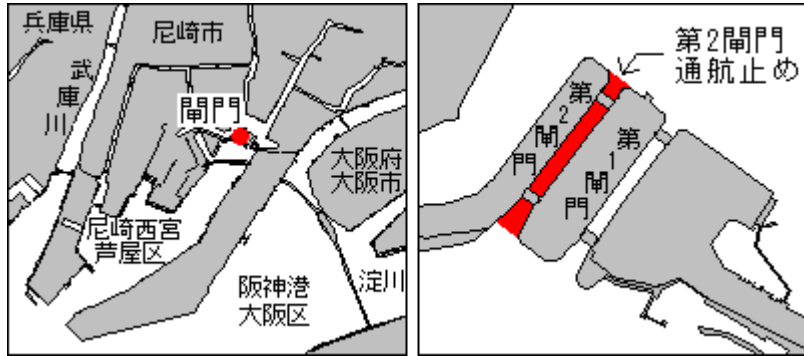
期間 平成24年6月1日～平成25年3月31日まで

区域 34-42-04N 135-23-55E 付近

備考 第1開門は通常通り通航可能である

海図 W1107(JP共)

出所 西宮海上保安署



24年496項 阪神港 - 神戸区、第1区 重量物荷役作業

川崎重工業前面海域において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期間 平成24年5月25日(予備日26日～31日)日出～日没

区域 34-40-29N 135-11-20E 付近

備考 起重機船のアンカー位置を示す浮標が設置される

作業中は警戒船が配備される

海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)

出所 阪神港長



24年497項 阪神港 - 神戸区、第3区 小型船舶実技講習

東部第4工区南側において、小型船舶実技講習が実施される。

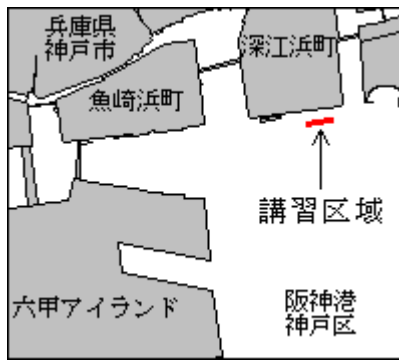
期間 平成24年6月3日、16日、17日、21日 0800～日没

区域 34-42-15N 135-18-04E 付近

備考 上記区域にコースを示す球形浮標が最大6基設置される

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長



24年498項 阪神港 - 神戸区付近 曳航訓練

須磨沖において、巡視船による曳航訓練が実施される。

期間 平成24年5月30日 0830～1200

区域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-37-12N 135-08-52E

(2) 34-36-06N 135-08-52E

(3) 34-36-06N 135-05-48E

(4) 34-37-12N 135-05-48E

備考 巡視船は「UY」旗を掲揚、紅色闪光灯を点滅

海図 W131(JP共) - W150A(JP共)

出所 神戸海上保安部



24年499項 淡路島 - 沼島 灯台光達距離変更(予告)

五管区水路通報24年18号456項削除

沼島港西防波堤灯台(灯台表第1巻3462)(34-10.2N 134-49.0E)の光達距離が変更される。

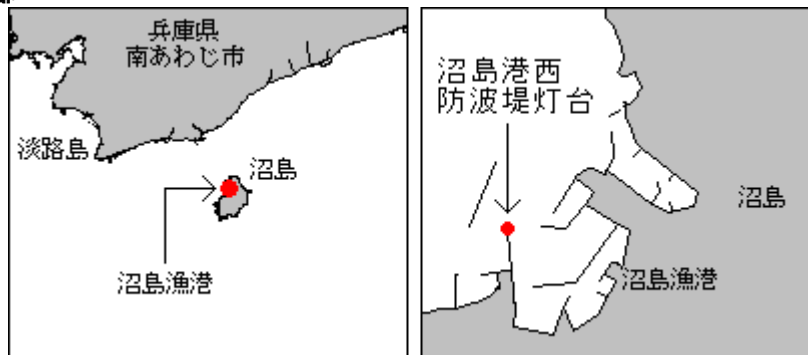
予定日 平成24年5月28日

光達距離 新) 閃光 5.0海里 不動光 2.0海里

旧) 閃光 7.5海里 不動光 3.5海里

海図 W150C(JP共)

出所 五本部交通部



24年500項 相生港 ヨット帆走訓練

野瀬岸壁北方において、ヨットの帆走訓練が実施される。

期間 平成24年6月3日、10日 0900～1500

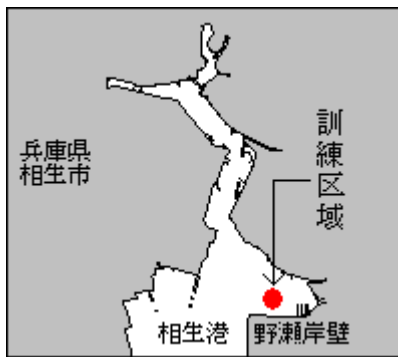
区域 34-47-09N 134-28-20Eを中心とする半径100mの円内海域

備考 上記区域内にコースを示す球形浮標が4基設置される

訓練中は警戒船が配備される

海図 W111(相生港)

出所 姫路海上保安部



24年501項 相生港西方 - 坂越湾 ヨット帆走訓練

生島南方において、ヨットの帆走訓練が実施される。

期間 平成24年6月3日、10日、17日、24日 0900～1600
 区域 34-45-20N 134-26-15Eを中心とする半径300mの円内海域
 備考 上記区域内にコースを示す浮標が4基設置される
 訓練中は警戒船が配備される
 海図 W111(相生港)
 出所 姫路海上保安部



24年502項 赤穂港 岸壁改修工事

千鳥岸壁前面において、潜水士・クレーン付台船による岸壁改修工事が実施される。

期間 平成24年6月5日～11月15日(予備日を含む) 日出～日没
 区域 下記4地点により囲まれる区域
 (1) 34-43-59.6N 134-22-26.5E
 (2) 34-44-02.6N 134-22-30.1E
 (3) 34-44-00.7N 134-22-32.4E
 (4) 34-43-57.8N 134-22-28.7E
 備考 上記区域内に汚濁防止膜が設置される
 作業中は警戒船が配備される
 海図 W111(赤穂港)
 出所 姫路海上保安部

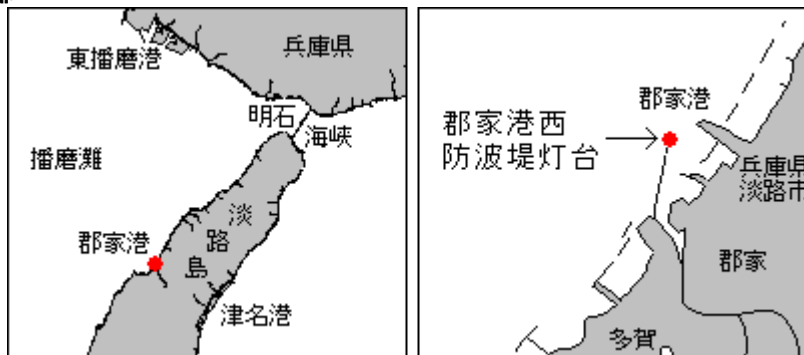


24年503項 淡路島 - 郡家港 灯台光達距離等変更(予告)

郡家港西防波堤灯台(灯台表第1巻3958)(34-28.7N 134-50.6E)の光達距離及び灯高が変更される。

予定日 平成24年6月4日
 光達距離 新) 閃光 5.0海里 不動光 2.0海里
 旧) 閃光 7.5海里 不動光 3.5海里
 灯高 新) 12m
 旧) 11m

海図所 W131(JP共)
五本部交通部



24年504項 紀伊水道 - 富岡港南方 流速計設置

富岡港南方において、流速計が設置される。

期間 平成24年6月4日～27日のうち22日間

位置 33-53.0N 134-42.0E

備考 流速計明示用の白赤白旗及び黄色灯付浮標が設置される

海図 W1104 - W150C(JP共)

出所 五本部海洋情報部



24年505項 四国南岸 - 足摺岬北方 灯台光達距離変更

五管区水路通報24年18号467項削除

布埼灯台(灯台表第1巻3095)(32-51.8N 132-59.6E)の光達距離が変更された。

光達距離 新) 7.5海里

旧) 12.5海里

海図 W108(JP共)

出所 高知海上保安部



24年506項 四国南岸 - 宿毛湾港付近 小型船舶実技講習

大島南方において、小型船舶実技講習が実施される。

期間 平成24年5月29日～6月3日(予備日4日、5日) 0800～1800

区域 32-54.5N 132-41.9E 付近

備考 上記区域内にコースを示す浮標が3基設置される

海図 W1237(分図「宿毛湾港」共)

出所 宿毛海上保安署



24年507項 四国南岸 - 宿毛湾 防災訓練

大島南西方において、巡視船及び航空機による防災訓練が実施される。また、宿毛湾港において救助活動訓練に伴い、海上自衛隊エアクッション艇(LCAC)が航行する。

期間 平成24年6月10日 1210～1400

区域 1 防災訓練

32-53.7N 132-39.2Eを中心とする半径100mの円内海域

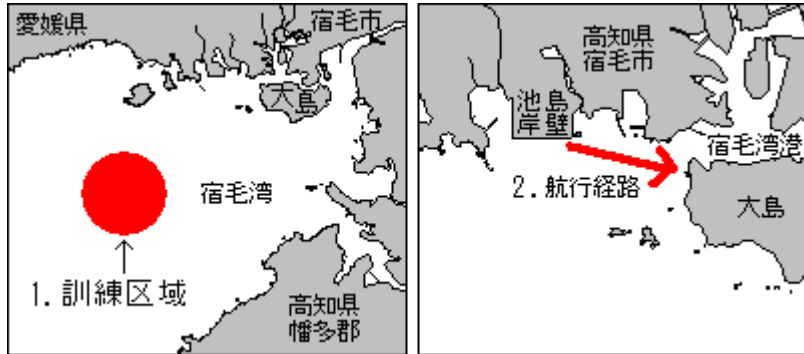
2 エアクッション艇(LCAC)航行経路

池島岸壁～大島北西海岸までの海域(付図参照)

備考 訓練参加船艇は「UY」旗を掲揚
警戒船が配備される

海図 W1237(分図「宿毛湾港」共)

出所 高知海上保安部



24年508項 北太平洋北西部 - ロケット打上げ終了

五管区水路通報24年17号438項削除

宇宙航空研究開発機構種子島宇宙センターにおける、H-Aロケット21号機の打上げは終了した。

海図 W1221-JP1221-W1004A-)W1009-FW1009-W800

出所 宇宙航空研究開発機構

明石海峡におけるAISバーチャル航路標識の実用化実験について

第五管区海上保安本部では、明石海峡における海上交通の安全性向上のため、船舶自動識別装置（AIS）の機能を活用したバーチャル航路標識（仮想航路標識）の実用化実験を行います。バーチャル航路標識は、海上交通安全法に基づく明石海峡航路東口付近における経路の指定となるポイントに表示されます。

1 表示期間

平成24年4月17日(火)1200から平成24年10月31日(水)1200まで(日本時)

2 表示位置

明石海峡航路北東方：

北緯 34度36分19.8秒
東経135度04分54.9秒

(明石海峡航路東方灯浮標の北方2,500m)

* 当該位置には、平成22年6月24日から平成23年2月22日までの間、「明石海峡航路北東方仮設灯浮標」が設置されていました。

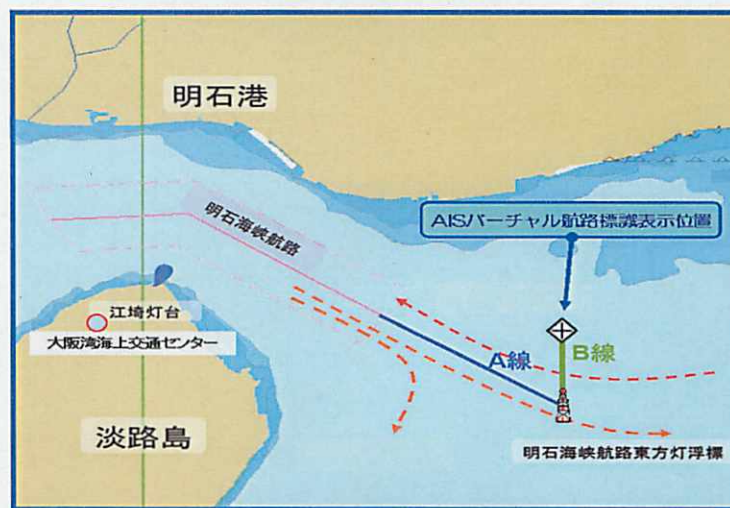
3 実施方法

① 信号の発信

大阪湾海上交通センターのAIS陸上局から、バーチャル航路標識の信号(航路標識通報(Msg21))を送信します。

② バーチャル航路標識の表示

信号を受信した船舶側のAIS表示器、またはAIS信号が表示可能なレーダー画面上に、バーチャル航路標識のシンボル(⊕)が表示されます。



【明石海峡航路東口付近の航法】

- 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること、明石海峡航路東方灯浮標から200以上離れた海域を航行すること。
- 明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること。

4 留意事項

- バーチャル航路標識の表示シンボルは、船舶搭載のAIS装置の機種によって異なる場合があります。
- 初期型のAIS装置においては、シンボルが表示されない場合があります。
- 表示されるバーチャル航路標識は、海上交通センターがAISによって提供する航行の安全に関する情報として位置づけられます。

5 インターネットによる情報 (詳細は、下記のホームページに掲載しています。)

➢ 第五管区海上保安本部HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/O5kanku/>

6 お問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部企画課 078-331-2710 (直通)

流速計設置のお知らせ

第五管区海上保安本部では、紀伊水道南西部において下記のとおり流速計を設置する予定です。

設置・揚収日及び期間

【設置日】

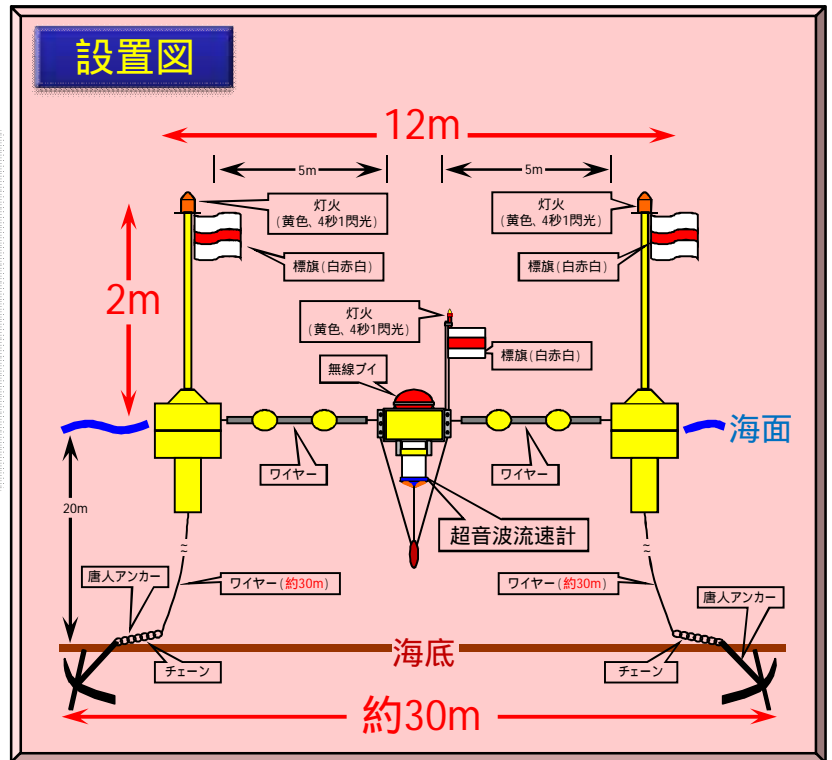
平成24年6月4日(月)から
(予備日 6月5、6日)

【揚収日】

平成24年6月26日(火)まで
(予備日 6月27日(水)まで)

流速計設置点及び方法

下図に示す海域付近に、測量船「うずしお」にて、設置図に示す通り流速計を設置し、22日間潮流観測を実施後、揚収を行います。



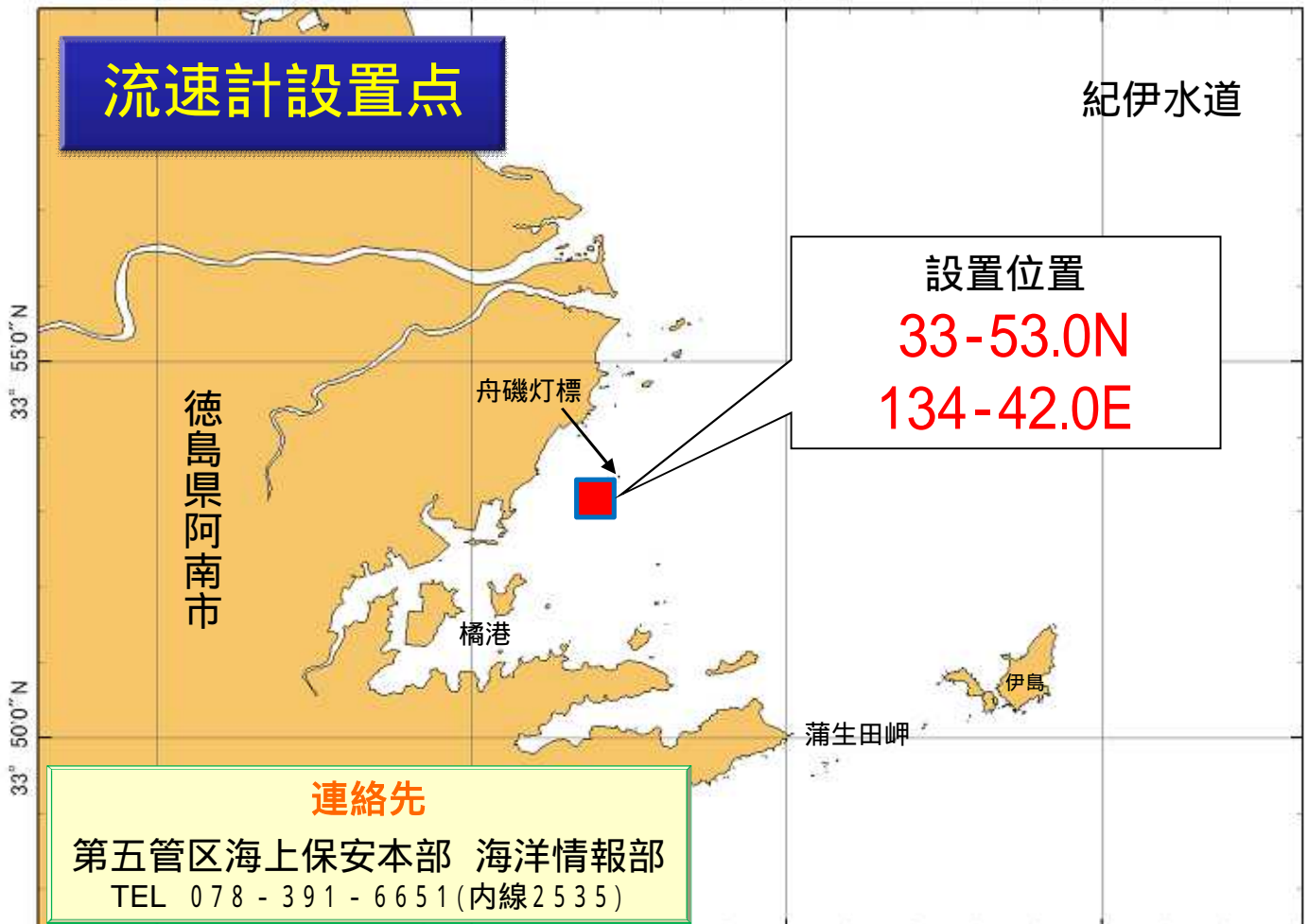
134° 35'0"E

134° 40'0"E

134° 45'0"E

134° 50'0"E

流速計設置点



連絡先

第五管区海上保安本部 海洋情報部
TEL 078-391-6651(内線2535)